

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規 則	
○福島県漁船法施行細則の一部を改正する規則	一六
○福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則	一六
告 示	
○家畜防疫員の注射を受けることを命ずる件	一六
○家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件九件	一六
○土地改良法により換地処分をした件	一七
○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	一七
公 告	
○県営土地改良事業の工事が完了した件	一七

## 規 則

福島県漁船法施行細則の一部を改正する規則及び福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第十九号

#### 福島県漁船法施行細則の一部を改正する規則

福島県漁船法施行細則（昭和二十六年福島県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

漁船建造（改造、転用）変更報告書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名又は名称

年 月 日付け福島県指令水産第 号（許可番号漁 第 号）で許可を受けました漁船の建造（改造、転用）について、下記のとおり変更しました。

記

- 1 漁業種類
- 2 計画総トン数
- 3 推進機関の種類及び馬力数
- 4 変更事項
  - (1) 申請者の氏名又は名称
  - (2) 申請者の住所
  - (3) 船名
  - (4) 推進機関の製作所の名称及び所在地
  - (5) 起工、進水及びしゅん工、改造工事の着手及び完成又は転用の予定期日
  - (6) 建造、改造又は転用に要する費用及びその調達方法の概要

## 様式第2号（第6条関係）

## 漁船認定通知書

建造（改造）許可番号及び年月日		第 号		年 月 日	
許可を受けた者の氏名又は名称及び住所					
船名					
項 目	許可事項	認定事項		備 考	
漁業種類又は用途					
操 業 区 域					
主たる根拠地					
船 体	船 質				
	総 ト ン 数	トン	トン		
	長 さ	m	m		
	幅	m	m		
	深 さ	m	m		
	造船所の名称及び所在地				
推 進	種 類				
	馬 力 数				
機 関	シリンダーの数及び直径	× mm	× mm		
	特殊設備及び性能				
<p>この漁船は上記のとおり漁船法第8条の規定による福島県知事の認定があったので福島県漁船法施行細則第6条第4項の規定により通知する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>認定番号</p> <p style="text-align: right;">福島県水産事務所長 氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>					
認定に従事した職員		職名 氏 名			
認定場所		認定年月日			

様式第三号中「氏名」を「氏名又は名称」に改め、同様式3(5)、(6)及び(7)中「又は」を「及び」に改め、同様式3(9)中「氏名又は名称」を「住所」に改める。  
様式第四号中「氏名」を「氏名又は名称」に改める。  
様式第五号及び様式第六号を次のように改める。

## 様式第5号（第11条関係）

## 登 録 票 返 納 不 能 届

年 月 日

福島県知事

届出者 住所  
氏名又は名称

下記の理由により登録票を返納することができないので、漁船法第20条第1項ただし書の規定により届け出ます。

## 記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 返納することができない理由



附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県漁船法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき提出されている報告書、申請書、届出書、届及び請求書は、それぞれ改正後の福島県漁船法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定に基づいて提出された報告書、申請書、届出書、届及び請求書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則様式第二号に基づき交付されている認定通知書は、改正後の規則様式第二号に基づき交付されている認定通知書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（水産課）

福島県規則第二十号

福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則

福島県農業総合センター農業短期大学校規則（昭和六十二年福島県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前二号」とし、同号を同条第三号とする。

「2 健康診断書（病院若しくは診療所若しくは保健所の医又はこれら務する医師が発行したもの）」

3 最終学校の卒業証明書又は卒業見込み証明書

4 最終学校の成績証明書

の機関に勤

を「2 最終学校の卒業証明書又は卒業見込み証明書」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（農業担い手課）

告 示

福島県告示第百八十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の注射を受けることを次のとおり命ずる。

令和六年三月十九日

一 実施の目的

福島県知事 内堀雅雄

豚熱の発生予防

- 二 実施する区域  
県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜防疫員が必要と認めた豚及びいのしし
- 四 実施の期日  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 注射の方法  
皮下又は筋肉内注射法

（畜産課）

福島県告示第百八十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和六年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

牛のブルセラ症及び結核の発生の予防

二 実施する区域  
県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

1 ブルセラ症

エライザ法

2 結核

ツベルクリン検査

（畜産課）

福島県告示第百八十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和六年三月十九日

一 実施の目的

福島県知事 内堀雅雄

二 牛のヨーネ病の発生の予防  
実施する区域

- 1 二本松市（岳温泉一丁目、岳温泉二丁目、岳温泉三丁目、岳温泉四丁目、岳温泉大和、岳温泉西大和、岳温泉深掘、岳温泉横森の区域に限る。）、本宮市（本宮、青田、荒井、岩根、関下、高木、仁井田の区域に限る。）、安達郡大玉村、郡山市（中田町の区域に限る。）、田村市（大越町の区域に限る。）、岩瀬郡鏡石町、石川郡玉川村、田村郡小野町（小野赤沼、菖蒲谷、小戸神、夏井、南田原井、湯沢、塩庭、上羽出庭の区域に限る。）、西白河郡矢吹町、東白川郡鮫川村（青生野の区域に限る。）、会津若松市、喜多方市（旧喜多方市の区域に限る。）、耶麻郡猪苗代町、南相馬市（原町区馬場、原町区深野、鹿島区の区域に限る。）、新地町、いわき市（勿来町、瀬戸町、川前町の区域に限る。）の各区域
- 2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後一歳未満の牛を除く。）

- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

- 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛（生後一歳未満の牛を除く。）
- 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後一歳未満の牛を除く。）

- 5 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

福島県告示第百八十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
令和六年三月十九日

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

福島県知事 内堀雅雄

生後八十日以上のも馬であつて、所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬  
実施の期日  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応

（畜産課）

福島県告示第百八十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
令和六年三月十九日

一 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

肉眼的検査及び細菌学的検査

（畜産課）

福島県告示第百八十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
令和六年三月十九日

一 実施の目的

牛のアルボウイルス感染症（アカバネ病に限る。）の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

越冬していない一の監視伝染病のワクチン未接種の牛であつて、地理的条件及び自然条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定したもの

四 実施の期日

福島県知事 内堀雅雄



令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法  
臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

（畜産課）

**福島県告示第百八十九号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和六年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザの発生の予察
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）を百羽以上（だちようにあつては、十羽以上）飼養している箇所であつて、福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている家きんのうち任意の十羽以上
- 四 実施の期日  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
血清学的検査（鶏を検査する場合にはエライザ法（当該検査で陽性が確認されたときは、同一血清について寒天ゲル内沈降反応）、鶏以外の家きんを検査する場合にはあつては寒天ゲル内沈降反応）

（畜産課）

**福島県告示第百九十号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和六年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
豚のオースキー病の発生の予察
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚又は肥育の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚であつて、地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されているものうち任意の十四頭以上（十四頭に満たない場合は、全頭）

四 実施の期日  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法  
ラテックス凝集反応、酵素免疫測定法又は中和試験

（畜産課）

**福島県告示第百九十一号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の死体の所有者は家畜の死体について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和六年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
牛の伝達性海綿状脳症の発生の予防
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出に係る牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条各号に掲げる場合に係る牛の死体を除く。）
- 四 実施の期日  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
- 五 検査の方法  
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

**福島県告示第百九十二号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和六年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
豚熱の発生の予察

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている豚

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（エライザ法）

（畜産課）

#### 福島県告示第九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、

令和六年三月七日堰場地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

令和六年三月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

（農村基盤整備課）

#### 福島県告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）第六十三条第一項の規定により、次の都市計

画事業に係る事業計画の変更について認可した。

令和六年三月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 施行者の名称 福島市

二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画下水道事業（福島市流域関連公共下水道）

道

三 事業認可の年月日 昭和六十二年九月二十九日

四 事業施行期間 昭和六十二年九月二十九日から令和九年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

（下水道課）

## 公 告

#### 公告第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の三第三項の規定により、

泥布沢地区に係る県営農村地域防災減災事業（用排水施設等整備（ため池整備事業））

の工事は令和五年十二月二十七日完了したので公告する。

令和六年三月十九日

福島県知事

内堀 雅雄  
（農村計画課）